

浜松市水防計画 新旧対照表

水防計画の修正(追加)について

1 修正の概要

今回の水防計画の主な修正内容は平成27年5月20日に水防法が改正されたことに伴い、「水防計画の目的や水防本部等の立ち上げ根拠に内水(雨水出水)を明確化」、「下水道管理者の水防への協力」等が記述されたことによる追加及び修正するものです。

2 修正案

浜松市水防計画書 (案) 新旧対照表

頁	章	節	旧	新
1	1	1	<p>第1節 目的</p> <p>この水防計画は、水防法（昭和24年法律第193号以下「法」という。）第33条第1項の規定及び災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の趣旨に基づき作成するもので、水防事務の調整及びその円滑な実施のため必要な事項を規定し、もって市下の河川、湖沼、海岸の洪水、津波又は高潮による水災を警戒し、防御し、これによる被害を軽減することを目的とするものである。</p>	<p>第1節 目的</p> <p>この水防計画は、水防法(昭和24年法律第193号以下「法」という。)第33条第1項の規定及び災害対策基本法(昭和36年法律第223号)の趣旨に基づき作成するもので、水防事務の調整及びその円滑な実施のため必要な事項を規定し、もって市下の河川、湖沼、海岸の洪水、<u>内水(法第2条第1項に定める雨水出水のこと。以下同じ。)</u>、津波又は高潮による水災を警戒し、防御し、これによる被害を軽減することを目的とするものである。</p>
2	1	2	<p>第2節 用語の定義</p> <p>(略)</p> <p>特別警戒水位</p> <p>(略)</p> <p>浸水想定区域</p> <p>洪水予報河川及び水位周知河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、<u>河川整備の計画降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域として国土交通大臣又は都道府県知事が指定した区域をいう。</u></p> <p>(略)</p>	<p>第2節 用語の定義</p> <p>(略)</p> <p><u>洪水特別警戒水位</u></p> <p>(略)</p> <p><u>洪水浸水想定区域</u></p> <p>洪水予報河川及び水位周知河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、<u>想定しうる最大規模の降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域として国土交通大臣又は都道府県知事が指定した区域をいう。</u></p> <p>(略)</p>
			<p>第3節 ～ 第5節 (略)</p>	<p>第3節 ～ 第5節 (略)</p>

浜松市水防計画書（案） 新旧対照表

頁	章	節	旧	新
			第1節 ～ 第2節 （略）	第1節 ～ 第2節 （略）
9	2	3	<p>第3節 水位の監視</p> <p>1 市内の水位観測所 市で管理するテレメータ化されている水位観測所は<u>6</u>箇所である。 また、国土交通省で管理する市内の水位観測所は6箇所、静岡県で管理する市内の水位観測所は30箇所である。 (略)</p>	<p>第3節 水位の監視</p> <p>1 市内の水位観測所 市で管理するテレメータ化されている水位観測所は<u>8</u>箇所である。 また、国土交通省で管理する市内の水位観測所は6箇所、静岡県で管理する市内の水位観測所は30箇所である。 (略)</p>
9	2	4	<p>第4節 映像による浸水状況の監視</p> <p>市で管理するネットワークカメラは<u>30</u>箇所あり、これは過去に一定以上の浸水被害が発生した河川、道路、その他災害発生危険のある箇所について、「浜松市土木防災情報システム」により、カメラ映像情報を受信し、映像による監視を行う。 (略)</p> <p>第5節 ～第8節 （略）</p>	<p>第4節 映像による浸水状況の監視</p> <p>市で管理するネットワークカメラは<u>38</u>箇所あり、これは過去に一定以上の浸水被害が発生した河川、道路、その他災害発生危険のある箇所について、「浜松市土木防災情報システム」により、カメラ映像情報を受信し、映像による監視を行う。 (略)</p> <p>第5節 ～第8節 （略）</p>

浜松市水防計画書（案） 新旧対照表

頁	章	節	旧	新
55	13		第1節（略）	第1節（略） 第2節 下水道管理者の協力 下水道管理者は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、 <u>水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。</u> 1 <u>水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加</u> 2 <u>水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、下水道管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の提供</u> 3 <u>水防管理団体及び水防協力団体の人材で不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供するための職員の派遣</u>
55	13	2	第2節 水防管理団体相互の協力及び応援 （略）	第3節 水防管理団体相互の協力及び応援 （略）
55	13	3	第3節 自衛隊の派遣要請 （略）	第4節 自衛隊の派遣要請 （略）
56	13	4	第4節 警察官の出動要請 （略）	第5節 警察官の出動要請 （略）
56	13	5	第5節 国土交通省の災害対策用車両等の派遣要請 （略）	第6節 国土交通省の災害対策用車両等の派遣要請 （略）

浜松市水防計画書（案） 新旧対照表

頁	章	節	旧	新
60	16	1	<p>第1節 費用負担及び公用負担 (略)</p> <p>2 公用負担の権限 水防上必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、次の権限を行使することができる。</p> <p>(1) 必要な土地の一時使用 (2) 土石、竹木その他の資材の使用 (3) 土石、竹木その他資材の収用 (4) 車両その他の運搬用機器の使用</p> <p><u>(5) 工作物、その他障害物の処分</u></p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>2 公用負担の権限 水防上必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、次の権限を行使することができる。</p> <p>(1) 必要な土地の一時使用 (2) 土石、竹木その他の資材の使用 (3) 土石、竹木その他資材の収用 (4) 車両その他の運搬用機器の使用 <u>(5) 排水用機器の使用</u> <u>(6) 工作物、その他障害物の処分</u></p> <p>(略)</p>